

神戸市中央卸売市場業務運営協議会

卸売市場法改正に伴う条例改正案について (その③)

令和元年 1 1 月 7 日

神戸市経済観光局
中央卸売市場運営本部経営課



1. これまでの検討経過

平成31年1月21日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

「卸売市場法の改正について」

1. 卸売市場法の改正の概要（「認定要件」「その他の遵守事項」）
2. 神戸市の対応について
→**神戸市が引き続き開設者となることで、高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図ることを確認**
3. 審議事項（「開設者が行う事項」、「取引参加者の遵守事項」）
4. スケジュール

平成31年4月22日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

「卸売市場法改正に伴う条例改正案について（その①）」

1. 中央卸売市場の認定要件
2. 条例・施行規則改正案の考え方について
（「A. 開設者が行う事項」「B. 取引参加者の遵守事項（その他の遵守事項）」）
3. 取引ルールについて →**条例改正に向けた主な論点について共有・確認**

令和元年5月～8月 各場・各部門 現場取引委員会等での意見交換（主に取引ルールに関して）

本場青果部、本場水産物部、東部市場青果部、東部市場水産物部、東部市場花き部、西部市場、その他、組合団体ごとに意見聴取を実施 →**条例改正に向けた主な論点に関する各部門等の方針等について意見交換**

令和元年9月2日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

「卸売市場法改正に伴う条例改正案について（その②）」

1. 意見交換（現場取引委員会等）での主な意見、意見に対する開設者の考え方
2. 条例及び条例施行規則改正の方向性 →**条例改正の方向性について確認**
3. 今後の検討スケジュール・検討課題等取引ルールについて

令和元年11月7日 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（今回）

開設者としての条例改正の考え方

① 神戸市中央卸売市場の使命と目指す姿

神戸市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通拠点として安定的な供給を通じ、神戸市民の安全・安心で豊かな食生活と地域の産業を支える重要な都市基盤である。

市が引き続き開設者となり、市場関係事業者と共に卸売市場の高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図ることで生鮮食料品等の流通拠点としての使命を果たしていく。

神戸市中央卸売市場の基本姿勢

産地や実需者から選ばれる神戸市中央卸売市場へ

基本姿勢1 取引参加者の創意工夫が発揮できるオープンで活発な取引環境の創出

今後、卸売市場に求められる多様なニーズに的確に対応し市場の競争力を高めるため、品質管理・衛生管理の高度化や加工等による付加価値の向上に向けた機能強化と合わせて、取引の自由度を高め、産地や実需者を含む取引参加者の創意工夫が柔軟かつ迅速に発揮できる取引環境を創出する。

基本姿勢2 市場における卸売業者・仲卸業者の役割・機能が発揮できる活発な取引環境の確保

これまで市場において卸売業者・仲卸業者が担ってきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能は重要・不可欠なものであり、今後も公設の卸売市場として生鮮食料品等の安定供給を図るため、それぞれの機能・役割を互いに発揮できる取引環境を確保する。

② 神戸市中央卸売市場の目指す姿の実現に向けた基本方針（条例改正方針）

産地や実需者から選ばれる神戸市中央卸売市場へ

基本姿勢 1 取引参加者の創意工夫が発揮できる
オープンで活発な取引環境の創出

▼条例改正方針①

法定の共通の取引ルール以外の取引ルールは基本的に
設けない。

※ただし、せりに参加する者（仲卸業者・売買参加者）については、開設者が把握する必要があるため、何らかの規定を設ける

基本姿勢 2 市場における卸売業者・仲卸業者の役割・機能が発揮できる活発な取引環境の確保

▼条例改正方針②

市場における卸売業者・仲卸業者の基本的な役割・機能について規定を設ける。

これらの方針を有効に機能させるため、

- 卸売業者及び仲卸業者の業務許可制（生鮮食料品等の安定供給機能を保持）
- 市場関係事業者間の協議・調整の場を設置（市場活性化の推進・公正な取引環境の確保）

などの規定を設ける。

2. 神戸市中央卸売市場業務条例改正の方向性について（案）【骨子】①

項目		規定内容	
目的		生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、住民の生活の安定に資すること	
定義		○卸売業者・仲卸業者・取引参加者について定義 ○卸売業者・仲卸業者の基本的な役割を明記	
A 開設者が行う事項 (卸売市場の業務の方法)		○取引参加者に対する差別的取扱の禁止 ○主要な品目の卸売予定数量・卸売の数量及び価格の公表	
		○取引参加者への必要な指導・助言等の措置 ①卸売業者・仲卸業者の業務許可制 ※関連事業者の許可制も継続 ②取引参加者に対する遵守事項の遵守に関し必要な助言・指導 ③業務運営協議会を市場の運営に関し必要な事項等を調査審議する場として設置 ④その他：市場秩序の保持、売買取引の差止め 等	
B 取引参加者の遵守事項	法定の遵守事項 (共通の取引ルール)	売買取引の原則	公正かつ効率的に売買取引を行うこと
		差別的取扱いの禁止（卸売業者）	取引参加者に対する不当に差別的な取扱いの禁止
		売買取引の方法（卸売業者）	全取扱品目「せり売若しくは入札の方法又は相対取引」
		売買取引の条件の公表 (卸売業者)	省令で定める事項の公表
		受託拒否の禁止（卸売業者）	正当な理由がある場合を除く受託拒否の禁止
		決済の確保	①売買仕切金（卸売業者）：受託契約約款又は委託者との特約で定める支払期日・支払方法による ②買受代金（取引参加者）：互いの契約・協定等により定めた支払期日・支払方法による ③事業報告書（卸売業者）の作成、市への提出、閲覧
		売買取引の結果等の公表 等 (卸売業者)	①主要な品目の卸売予定数量・卸売の数量及び価格の公表、市への報告 ②委託手数料の受領額・奨励金等の交付額の公表

2. 神戸市中央卸売市場業務条例改正の方向性について（案）【骨子】②

項目		規定内容		
B 取引参加者の 遵守事項	その他の遵守事項	取引 ルール	第三者販売	市への実績報告を義務付け
			直荷引き	市への実績報告を義務付け
			商物分離	規制しない ※場外指定保管場所は継続
			自己買受	規制しない
			その他取引ルール (開設区域内の小売規制等)	
		取引 ルール 以外	取扱品目・部類	現行どおり
			開場期日	現行どおり
			円滑なせり・入札の実施	せり・入札の参加者を限定（仲卸業者・売買参加者） 売買参加者：卸売業者からの届出制 せり人：卸売業者からの届出制 売買補助参加者：仲卸業者の届出制（規則）
			その他（届出等）	受託契約約款（卸売業者）の公表・市への届出、 事業報告書（仲卸業者）の市への提出 等
		C その他		施設の使用

3. 今後のスケジュール

